専 決 処 分 書

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(

北本市国民健康保険税条例(昭和46年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第22条第2号中「(当該納税義務者を除く。)」を削り、同条第3 号中「35万円」を「45万円」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の 年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健 康保険税については、なお従前の例による。

議案第 号参考資料

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

(国民健康保険税の減額)

- 第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。
 - (1) 略
 - (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者 (当該納税義務者を除く。) 及び特定同一世帯所属者 (当該納税義務者を除く。) 1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

(国民健康保険税の減額)

- 第22条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が50万円を超える場合には、50万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が13万円を超える場合には、13万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が10万円を超える場合には、10万円)の合算額とする。
 - (1) 略
 - (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき24万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア~エ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき35万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)ア〜エ 略

ア~エ 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所 得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世 帯所属者1人につき4<u>5万円</u>を加算した金額を超えな い世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア〜エ 略